

## 令和7年第1回蔵王町農業委員会総会議事録

第1回蔵王町農業委員会総会は、令和7年1月27日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席した農業委員は次のとおりである。

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1番 阿部 枝 織  | 2番 平 間 拓 也 | 3番 相 澤 国 弘 |
| 4番 勅使瓦 幸 一 | 5番 我 妻 壮 一 | 6番 村 上 利 雄 |
| 7番 杉 山 由美子 | 8番 平 間 栄   | 9番 山 家 一 彦 |
| 計9名        |            |            |

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 三 沢 敏 朗  | 2番 我 妻 敬一郎  | 3番 齋 藤 秀 俊  |
| 4番 村 上 智 彦  | 5番 大 和 憲 男  | 6番 伊 藤 政 美  |
| 7番 平 間 昭 男  | 8番 鈴 木 好 和  | 9番 大 谷 啓 一  |
| 10番 川 村 富士男 | 11番 佐 藤 勝 浩 | 12番 佐 藤 雄 一 |
| 13番 伊 藤 杜 夫 |             |             |
| 計13名        |             |             |

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 山 家 信 行  
書 記 齋 藤 真 澄

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（参与制限）  
日程第4 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画書を決定することについて  
日程第5 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）  
日程第6 第5号議案 非農地証明について  
日程第7 第6号議案 農地の賃借料情報の提供について  
日程第8 第7号議案 令和7年度農作業労働賃金標準額の改定について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の全員が出席したので、  
会議が成立した旨を述べ、第1回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

（午後1時30分）

|         |   |                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議       | 長 | これより会議を開きます。                                                                                                                                                                                                      |
| 議       | 長 | 只今の出席委員は農業委員 8 名、推進委員 13 名であります。8 番平間栄委員は遅れるとのこととあります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和 7 年第 1 回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。                                                                                                |
| 議       | 長 | 本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。                                                                                                                                                                           |
| 議       | 長 | <p>日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録指名委員は、会議規則第 27 条第 3 項の規定により、議長が 2 名指名することにご異議ございませんか。</p> <p>[異議なしの声あり]</p>                                                                                                |
| 議       | 長 | 異議なしと認めます。よって、7 番杉山由美子委員、8 番平間栄委員の 2 名を指名いたします。                                                                                                                                                                   |
| 議       | 長 | <p>日程第 2 第 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。</p> <p>[事務局長朗読により説明]</p>                                                                                                                           |
| 事務局 長   |   | (説明後に) なお、今回の申請は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分については、議案書のとおりであります。判断基準等、詳細につきましては、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、4 名の委員により現地調査済みであります。                                                             |
| 議       | 長 | <p>それでは、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。</p> <p>[1 番委員により現況報告]</p>                                                                                                                                                       |
| 議       | 長 | 説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。                                                                                                                                                                                 |
| 6 番 委 員 |   | 埋却地とはどういうものなのでしょうか。                                                                                                                                                                                               |
| 事務局 長   |   | <p>鳥インフルエンザが発生した場合に殺処分しますので、それを処分するところを確保しなければいけないということで、今回、新たに用地を取得するということがあります。</p> <p>そうした中で「農地法の許可は要らないのではないか」という話しもありましたが、大河原地方振興事務所に確認したところ、「農地法第 5 条の規定に基づき農業委員会に諮ってください」とのことでしたので、今回、提案させて頂いたものであります。</p> |
| 議       | 長 | インフルエンザが出てから「どこに埋却する」と探すのは大変なので、準備をしておくというものです。ただ、一回分では足りないので、もう一回分ももしかすると用意しなければならないと思います。                                                                                                                       |
| 2 番 委 員 |   | あまり関係のない話かもしれませんが、鳥インフルエンザが発生した時に行政側が処分をするわけですよね。それなのに個人個人や企業体が処                                                                                                                                                  |

|         |  |                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |  | 分する場所を準備しなければならないのですか。                                                                                                                                                                                                                |
| 事 務 局 長 |  | そうなります。                                                                                                                                                                                                                               |
| 2 番 委 員 |  | もし用意されていなければどうなりますか。                                                                                                                                                                                                                  |
| 事 務 局 長 |  | 「用意して下さい」とうことであります。                                                                                                                                                                                                                   |
| 2 番 委 員 |  | 用意しておかなければならないわけですね。分かりました。                                                                                                                                                                                                           |
| 事 務 局 長 |  | 今回の案件については、養鶏場の規模が [ ] 羽くらい飼っていらっしやるようです。少し休んでいる鶏舎があるようで、今は [ ] 羽くらい飼っているようです。[ ] 羽が最大として、今回は 1.3 回分くらい埋却できるくらいの広さとのことであります。先ほど会長がおっしゃられたように、2 回分用意しないと再開でないそうです。なので今回、とりあえず 1 回分は埋却するところを確保して、後に 2 回目分を埋却できるようなところを今、探しているところでございます。 |
| 4 番 委 員 |  | 関連なのですが、これは養鶏農家全員が自分なりに準備をしなければならないのでしょうか。                                                                                                                                                                                            |
| 事 務 局 長 |  | そうなろうかと考えます。                                                                                                                                                                                                                          |
| 4 番 委 員 |  | いつ発生するか分からないのに準備するということで、行政側からして家畜保健所あたりの要請となった場合、その前の段階で準備しておく。行政では補助はでないのですか。大変だろと思います。それだけの面積を準備するのは。                                                                                                                              |
| 議 長     |  | まだ今回の申請者の場合は、[ ] 羽です。先日、千葉で発生したところは約 400,000 羽ですから。                                                                                                                                                                                   |
| 事 務 局 長 |  | 今のところは 2 回分埋却する用地を確保するのは、努力目標のようです。「ようです」ということで申し訳ありませんが、そのような話を伺いました。後で 2 回分埋却できる用地を確保するよう義務化されるかもしれないということを養鶏農家から聞いたことがあります。                                                                                                        |
| 2 番 委 員 |  | 仮に用意する前に起きてしまった場合はどうするのでしょうか。                                                                                                                                                                                                         |
| 事 務 局 長 |  | 一度、伺ったことがあるのは、町のへい獣処理場に埋却したことが過去にあったようです。そのような話を聞いたことがあります。                                                                                                                                                                           |
|         |  | 農林観光課と連携して場所を探すのではないかと思います。仮に発生した場合は大変なことになるので、養鶏農家はかなりの緊張感があるようです。                                                                                                                                                                   |
| 7 番 委 員 |  | 鶏舎から埋却地までどのくらい離れているのでしょうか。テレビで観る限りでは、鶏舎のすぐ近くに埋却しているようですが。                                                                                                                                                                             |
| 事 務 局 長 |  | 鶏舎からは近い方だと思います。                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長     |  | 他に質問はございませんか。                                                                                                                                                                                                                         |
|         |  | [なしの声あり]                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長     |  | 質問がございませんので、採決いたします。日程第 2 第 1 号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。                                                                                                                                                                         |

|       |   |                                                                                                                                                  |
|-------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |   | [異議なしの声あり]                                                                                                                                       |
| 議 長   | 長 | 異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認されました。                                                                                                                |
| 議 長   | 長 | 次の日程第3第2号議案は、議事参与の制限がございます。██████推進委員の退席を求めます。                                                                                                   |
| 議 長   | 長 | 日程第3第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について（参与制限）」を議題といたします。事務局に説明をさせます。                                                                                      |
| 事務局 長 |   | [事務局長朗読により説明]                                                                                                                                    |
| 事務局 長 |   | (説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分については、議案書のとおりであります。判断基準等、詳細につきましては、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、4名の委員により現地調査済みであります。 |
| 議 長   | 長 | それでは、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。                                                                                                                   |
|       |   | [1番委員により現況報告]                                                                                                                                    |
| 議 長   | 長 | 説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。                                                                                                                |
| 4番 委員 |   | 1号議案と関連しますが、今月の行事予定表を見ますと2月17日に県の常設審議会があるようですが、これはこの案件なののでしょうか。                                                                                  |
| 事務局 長 |   | はい。そのとおりであります。                                                                                                                                   |
| 4番 委員 |   | その場合、地元の農業委員も立ち合いの下で常設委員会を開催するようになるのでしょうか。                                                                                                       |
| 事務局 長 |   | 本日の総会で「許可相当」となった場合、すぐに連絡をすることになっています。その際にどのような形で開催されるのか。また、参集範囲などについて確認しておきたいと思います。なお、1月28日に宮城県農業会議の担当者が現地確認にきます。2月17日に現地確認をした案件を審議いたしますということです。 |
| 4番 委員 |   | 常設審議会の現地調査は、本町の場合、優遇されていて他のところは、3,000㎡以下でも必ず来ます。本町の場合は3,000㎡以上となっていますが、他の農業委員さんからは「大変だ」という話を聞いたことがあります。                                          |
| 事務局 長 |   | 本町の場合、3月に現地調査を実施しているのではないかと思います。3月の現地調査の時には実際に現地に行ったのは担当者でありました。                                                                                 |
|       |   | 明日(1/28)の予定では、事務局で現地に行き内容を説明することとなっています。                                                                                                         |
| 4番 委員 |   | 地元の農業委員会に諮って「許可相当」となり、それを報告して一か月後に常設審議会で審議すると思いますが、「許可相当」としたことをひっくり返すということはないのでしょうか。                                                             |
| 事務局 長 |   | そのような話しは聞いたことはありません。                                                                                                                             |
| 4番 委員 |   | 過去にそういうことがあるようです。今回の場合はそれほど問題はない                                                                                                                 |

|         |  |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |  | と思いますが、周辺地域で水源地になっていて影響するのではないかと<br>なった場合、環境面で却下される場合があります。今回の案件は大丈夫で<br>しょうけれども。回答はいりませんが。                                                                                                                                                         |
|         |  | 売買金額はいくらでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事 務 局 長 |  | [回答]                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長     |  | 他に質問はございませんか。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事 務 局 長 |  | 事務局からですがよろしいでしょうか。3,000 m <sup>2</sup> 以上ということで、第<br>1号議案では3,000 m <sup>2</sup> 未満で常設審議会の案件に該当しない。第2号議案<br>では1筆が3,000 m <sup>2</sup> 以上で該当する。もう1筆は3,000 m <sup>2</sup> 未満で該当しな<br>い。というように見えますが、この案件については一体的であります。全<br>部含めてという考え方ですので、ご了承願いたいと思います。 |
| 議 長     |  | 質問がございませんので、採決いたします。日程第3第2号議案は原案<br>のとおり承認することに決してご異議ございませんか。                                                                                                                                                                                       |
|         |  | [異議なしの声あり]                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長     |  | 異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり承認されました。                                                                                                                                                                                                                   |
|         |  | 推進委員の入場を許可します。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長     |  | 日程第4第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に<br>よる農用地利用集積計画書を決定することについて」を議題といたします。<br>事務局に説明をさせます。                                                                                                                                                              |
| 事 務 局 長 |  | [事務局長朗読により説明]                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事 務 局 長 |  | (説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第<br>3項の各要件を満たしていると思われます。また、詳細につきましては、<br>別紙調査書のとおりであります。                                                                                                                                                          |
| 議 長     |  | 説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                      |
|         |  | [なしの声あり]                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長     |  | 質問がございませんので、採決いたします。日程第4第3議案は原案の<br>とおり承認することに決してご異議ございませんか。                                                                                                                                                                                        |
|         |  | [異議なしの声あり]                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長     |  | 異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり承認されました。                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長     |  | 次の日程第5第4号議案は、議事参与の制限がございます。委員<br>の退席を求めます。                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長     |  | 日程第5第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に<br>よる農用地利用集積計画書を決定することについて(参与制限)」を議題と<br>いたします。事務局に説明をさせます。                                                                                                                                                        |
| 事 務 局 長 |  | (事務局長朗読により説明)                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事 務 局 長 |  | (説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第<br>3項の各要件を満たしていると思われます。また、詳細につきましては、<br>別紙調査書のとおりであります。                                                                                                                                                          |

|     |   |                                                                           |
|-----|---|---------------------------------------------------------------------------|
| 議   | 長 | 説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。<br>[なしの声あり]                                |
| 議   | 長 | 質問がございませんので採決いたします。日程第5第4号議案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。<br>(「異議なし」の声あり) |
| 議   | 長 | 異議なしと認めます。よって第4号議案は原案のとおり承認されました。<br>委員の入場を許可します。                         |
| 議   | 長 | 日程第6第5号議案「非農地証明について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。                                |
| 事務局 | 長 | [事務局長朗読により説明]                                                             |
| 議   | 長 | それでは、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。<br>[8番委員により現況報告]                           |
| 議   | 長 | 説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。<br>[なしの声あり]                             |
| 議   | 長 | 質問がございませんので、採決いたします。日程第6第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。<br>[異議なしの声あり]   |
| 議   | 長 | 異議なしと認めます。よって第5号議案は原案のとおり承認されました。                                         |
| 議   | 長 | 日程第7第6号議案「農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。                          |
| 事務局 | 長 | (事務局担当者朗読により説明)                                                           |
| 議   | 長 | 説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。<br>[なしの声あり]                                |
| 議   | 長 | 質問がございませんので、採決いたします。日程第7第6号議案は原案のとおり公表することに決してご異議ございませんか。<br>[異議なしの声あり]   |
| 議   | 長 | 異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり公表することに決しました。                                    |
| 議   | 長 | 日程第8第7号議案「令和7年度農作業労働賃金標準額の改定について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。                   |
| 事務局 | 長 | (事務局長朗読により説明)                                                             |
| 議   | 長 | 説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。<br>(「なし」の声あり)                              |
| 議   | 長 | 質問がございませんので採決いたします。日程第8第7号議案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。<br>(「異議なし」の声あり) |
| 議   | 長 | 異議なしと認めます。よって第7号議案は、原案のとおり承認することに決しました。                                   |

|   |   |                                                       |
|---|---|-------------------------------------------------------|
| 議 | 長 | 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。(午後2時20分) |
|---|---|-------------------------------------------------------|

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 7 年 1 月 28 日

議長

山家 一彦

7番

杉山 由美子

8番

平間 栄